



建設工事における労働災害防止対策

建設工事における労働災害防止に関する説明会

主催 国土交通省関東地方整備局

令和6年12月2日（月）

埼玉労働局労働基準部健康安全課

1 最近の労働災害発生状況

2 建設業における安全衛生対策（概要）

3 安全対策関係

4 労働衛生対策関係

5 化学物質・石綿対策関係

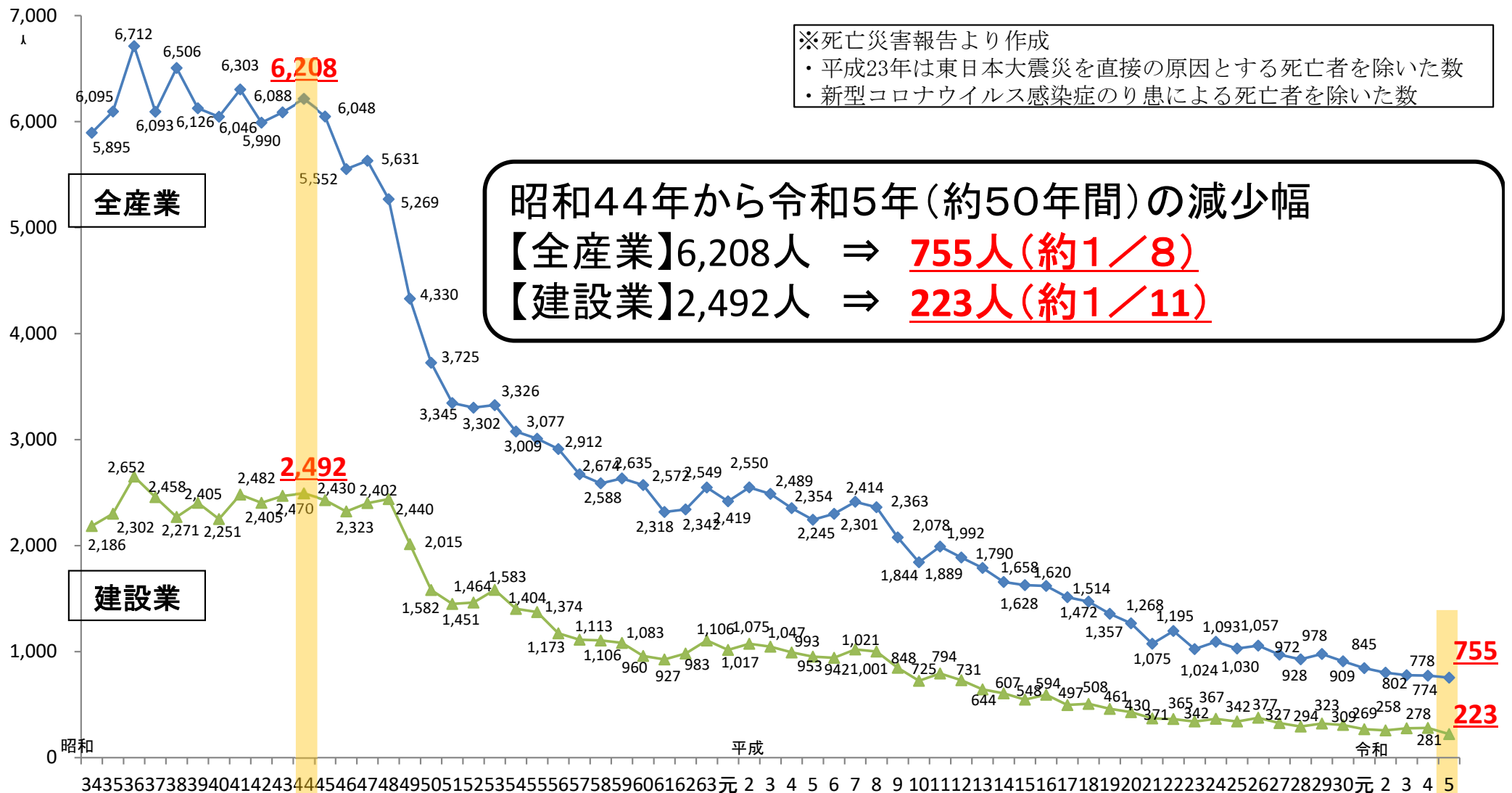
6 その他

死亡災害発生状況の推移

■ 建設業の死亡災害は長期的に減少傾向。

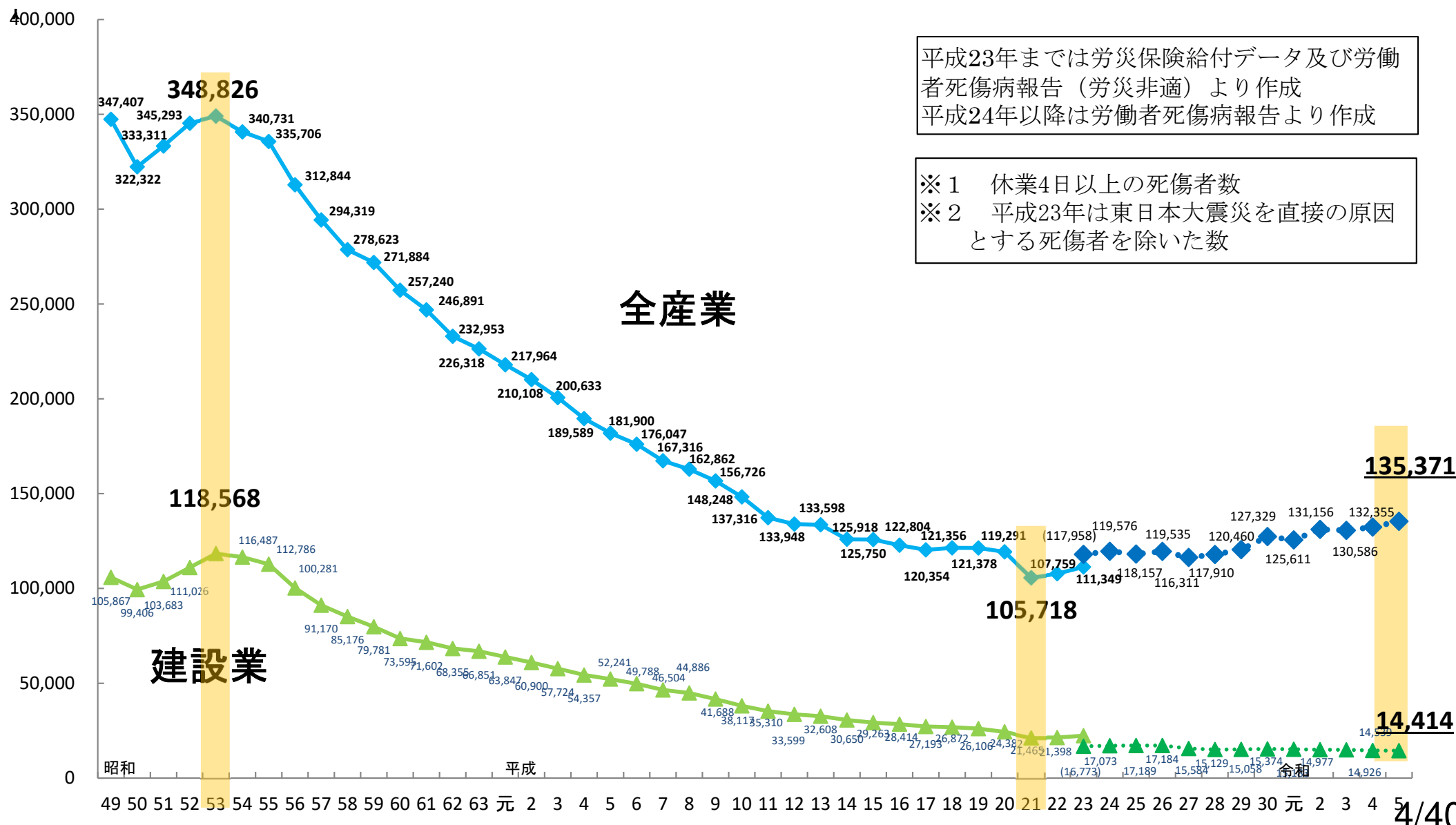
※死亡災害報告より作成

- ・平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者を除いた数
- ・新型コロナウイルス感染症のり患による死亡者を除いた数



死傷災害発生状況の推移

■ **建設業**の死傷災害（休業4日以上）も**着実に減少**。



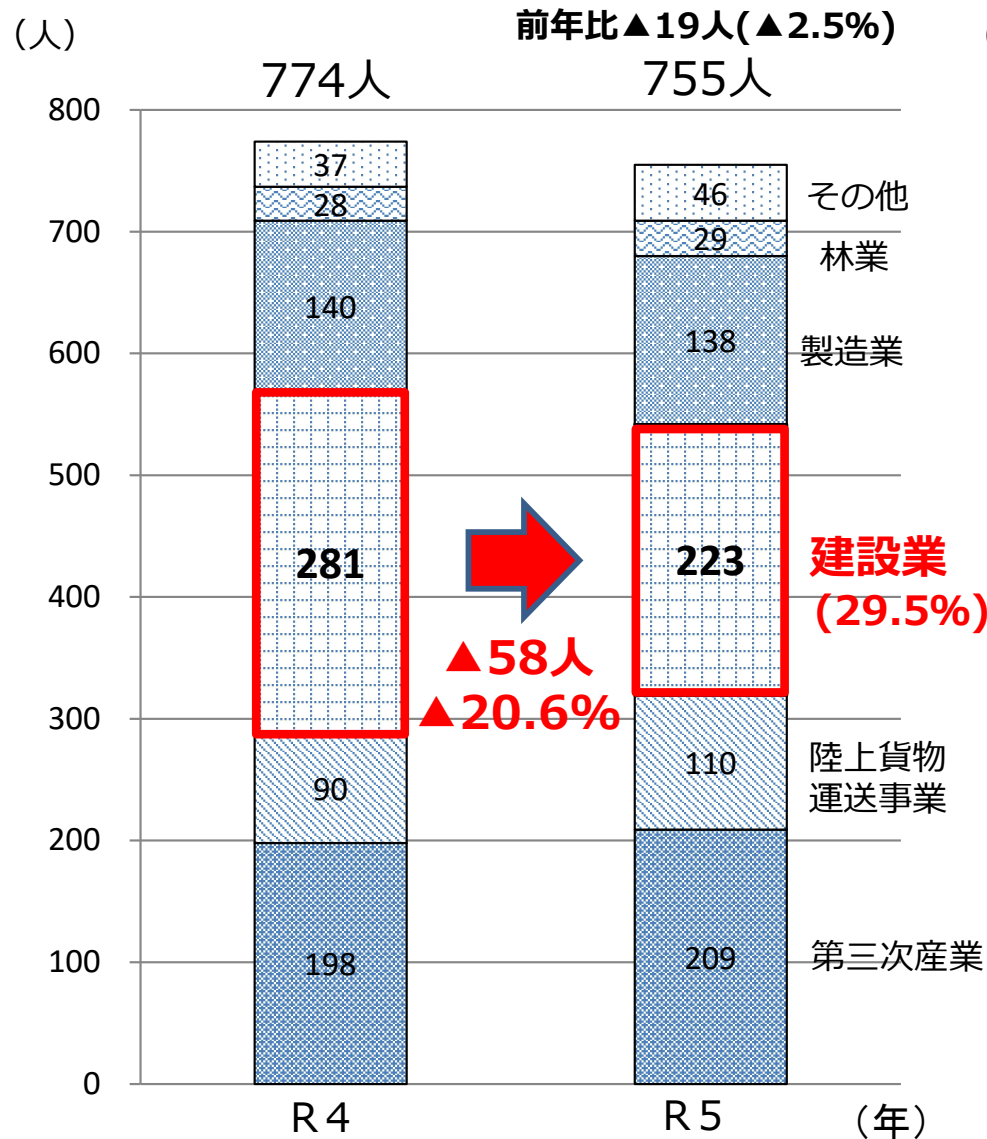
令和5年 労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの

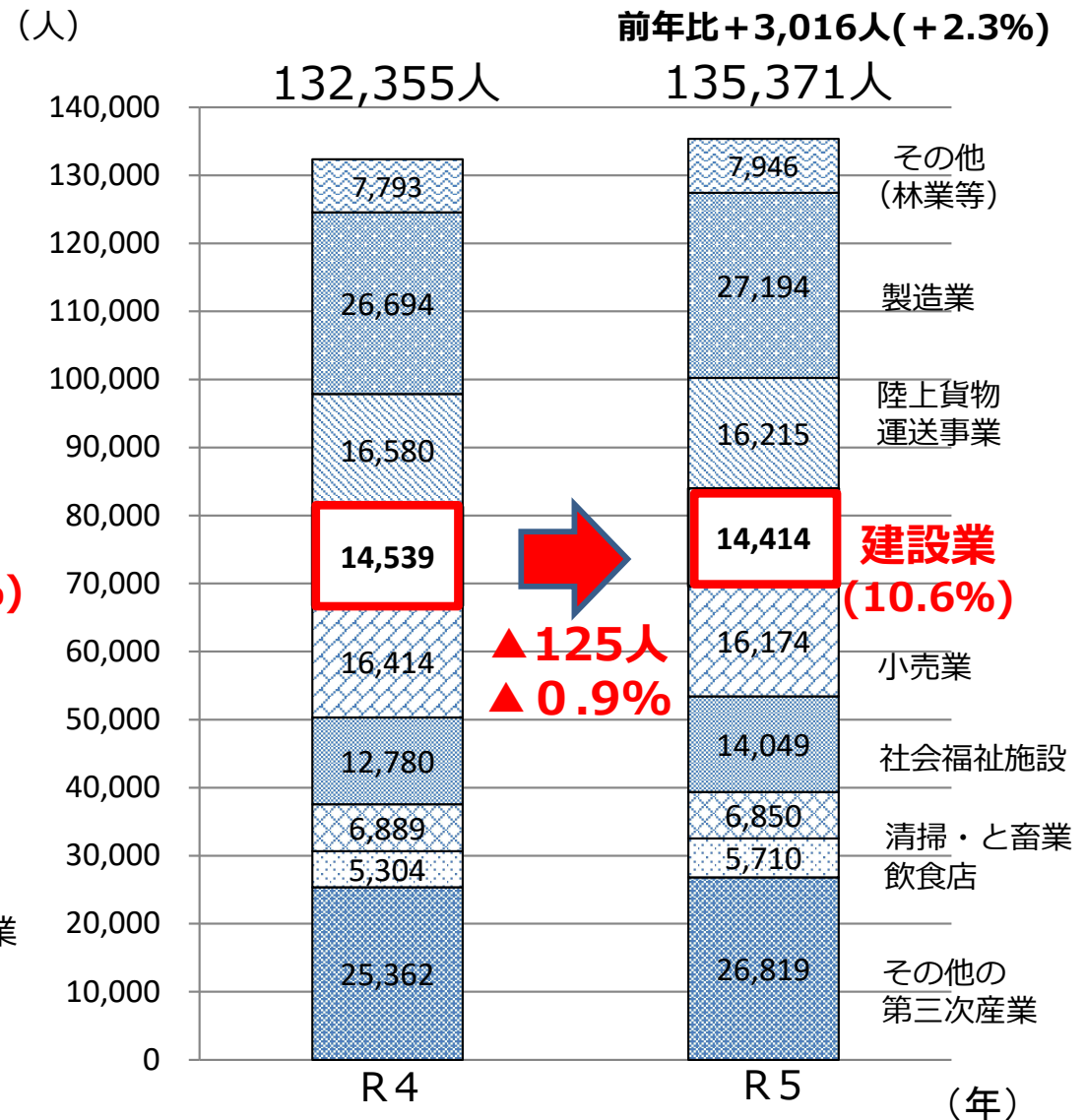
死亡災害

【業種別】

休業4日以上の死傷災害



出典：死亡災害報告



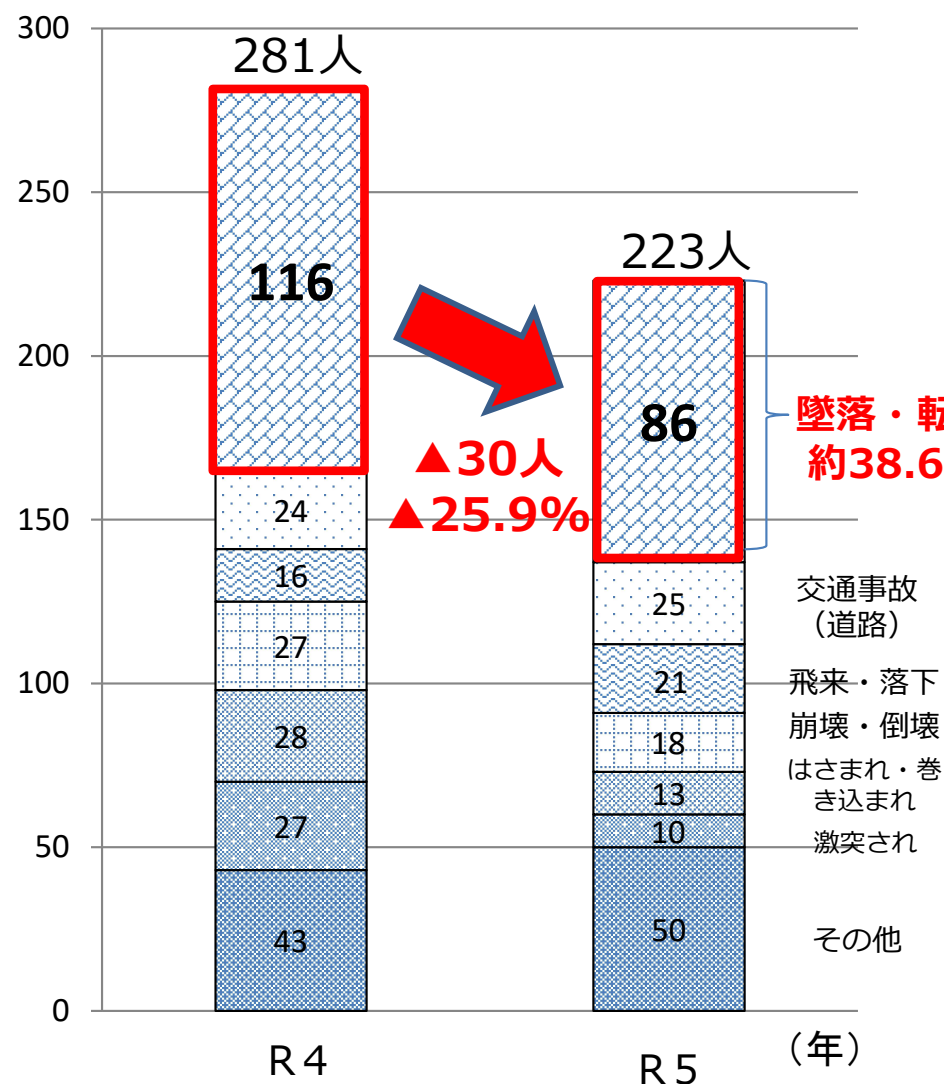
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの

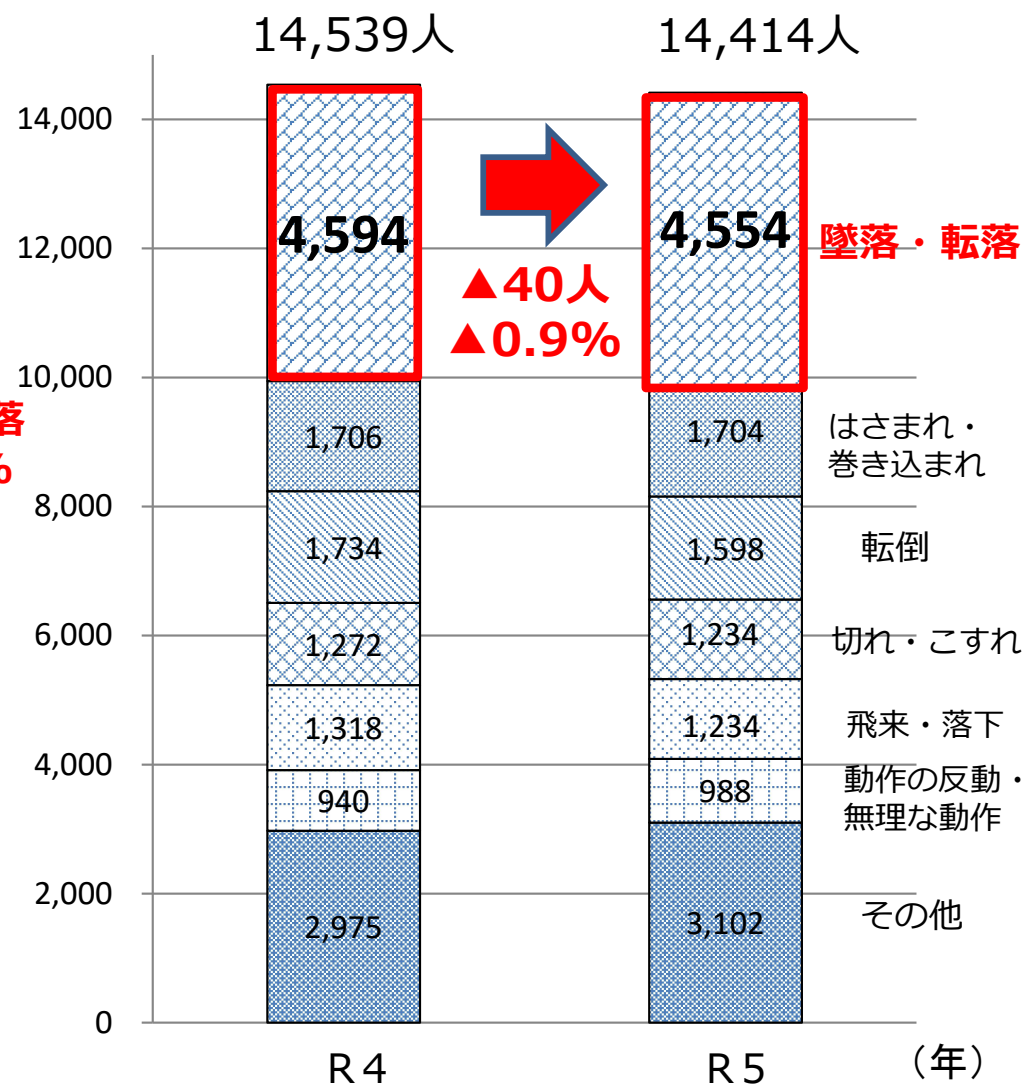
令和5年 建設業の労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害 【事故の型別（建設業）】 休業4日以上の死傷災害



出典：死亡災害報告

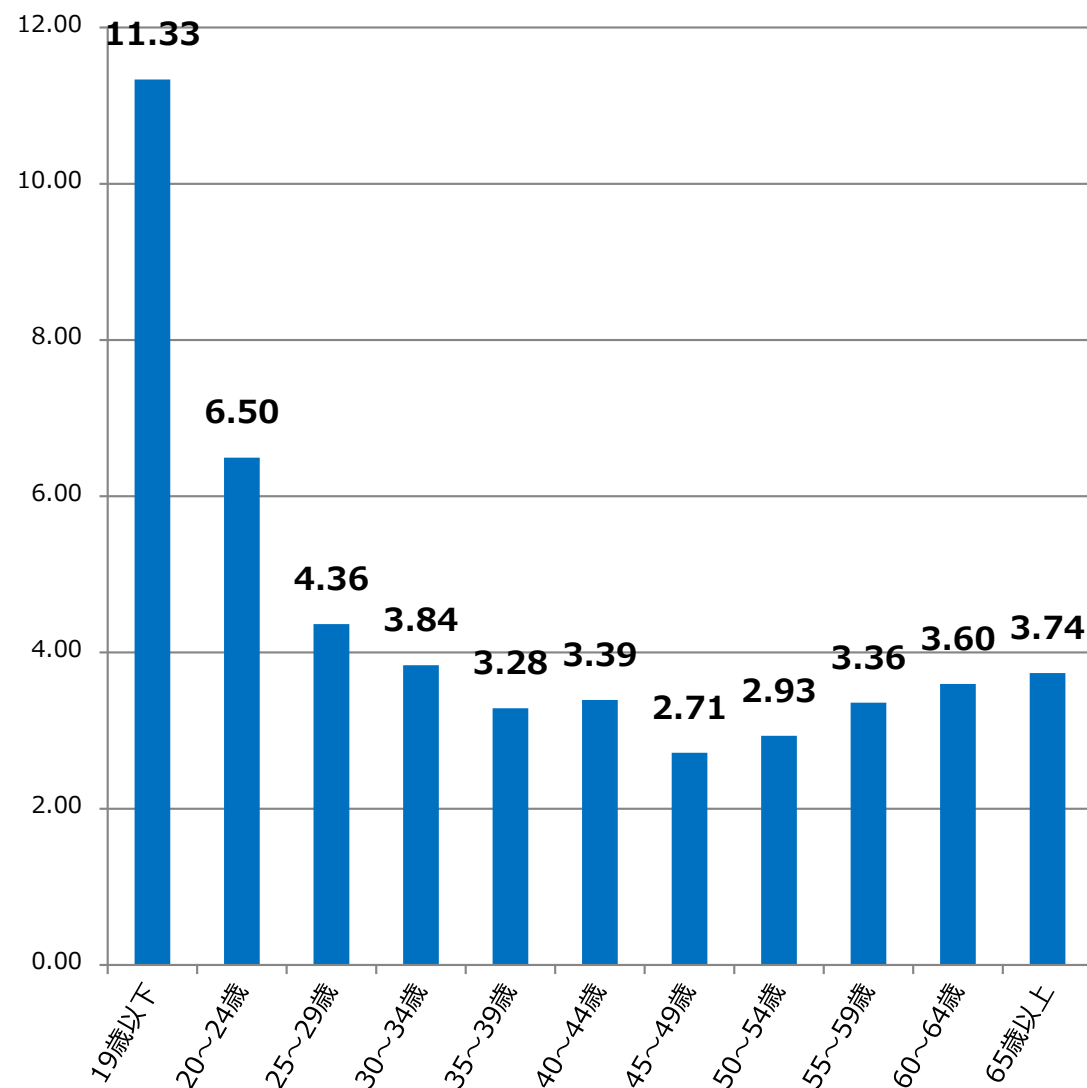


出典：労働者死傷病報告

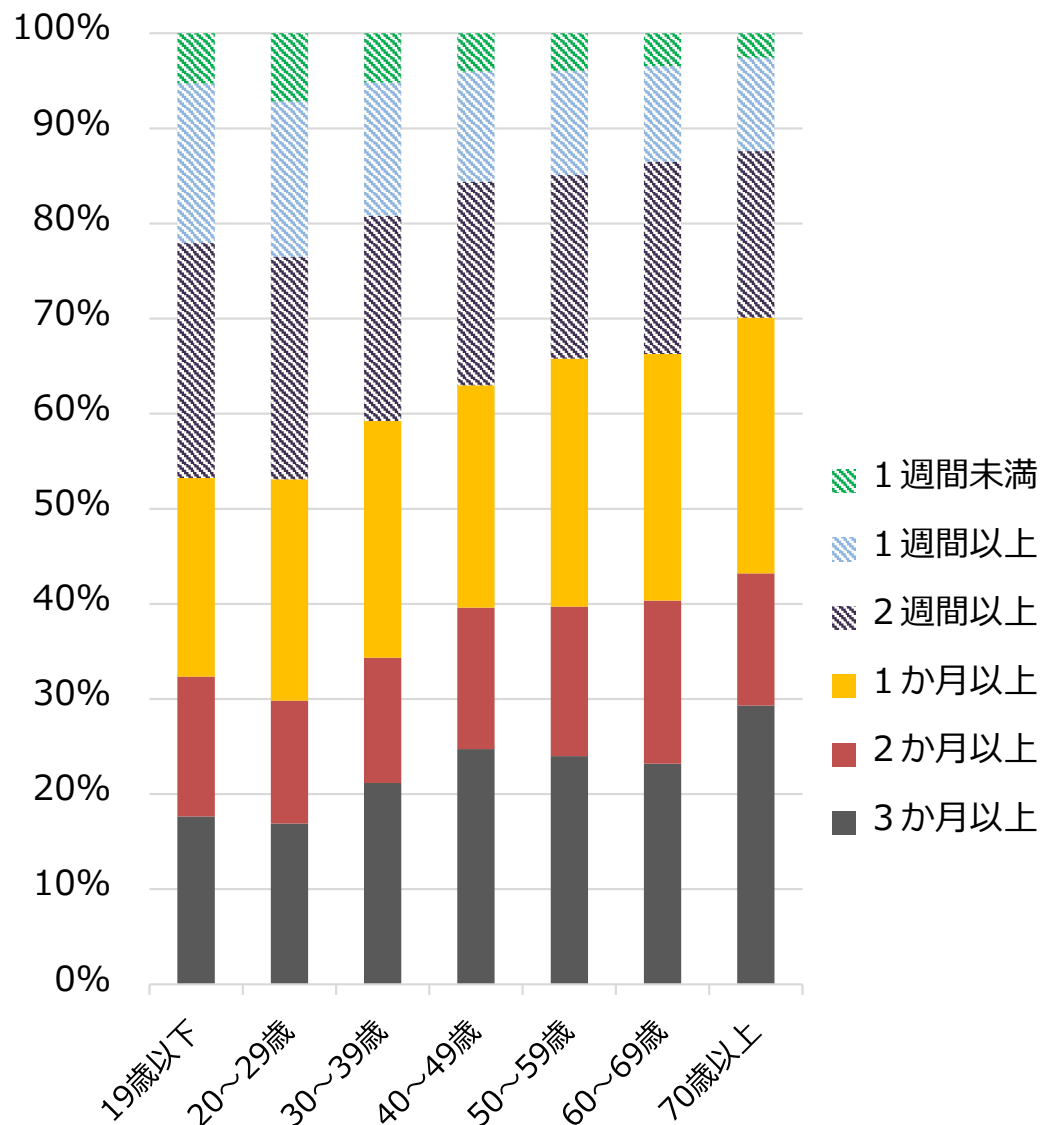
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

建設業における高年齢労働者の労働災害の特徴 災害発生率（千人率）

年齢別 千人率（令和5年）



年齢別の休業見込み期間の長さ（令和5年）

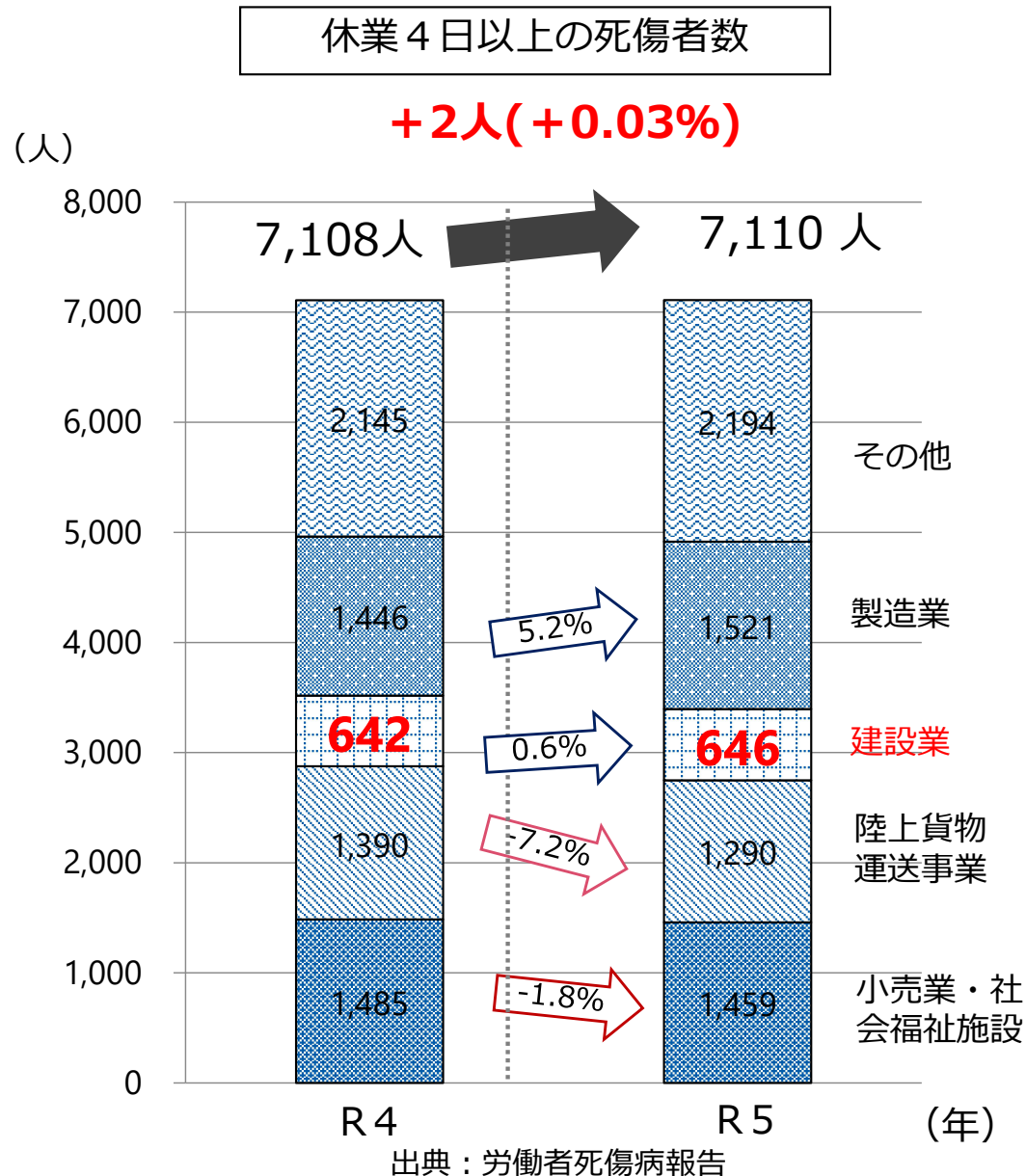
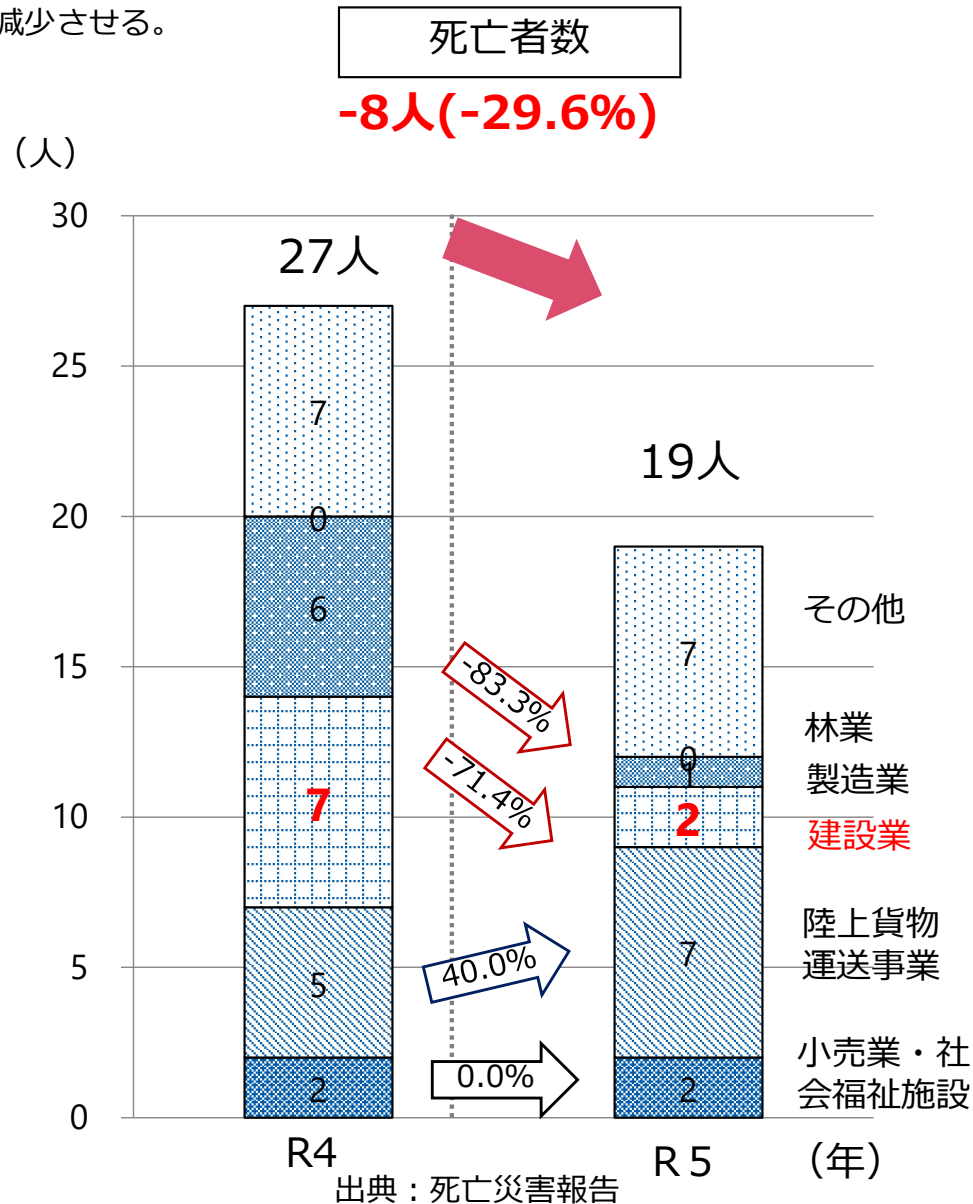


データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
 ：死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）
 ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 ：労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-2-2表 役員を含む雇用者）

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 ※死亡災害は、休業3カ月以上に算入

埼玉 令和4年・5年 業種別労働災害発生状況

- 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの
- 埼玉第14次労働災害防止計画において、令和4年と比較して令和9年までに死亡者数は20%以上の減少、死傷者数は増加傾向に歯止めをかけ、減少させる。



新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害発生状況は以下のとおり。（上記グラフの人数には含まれていない。）

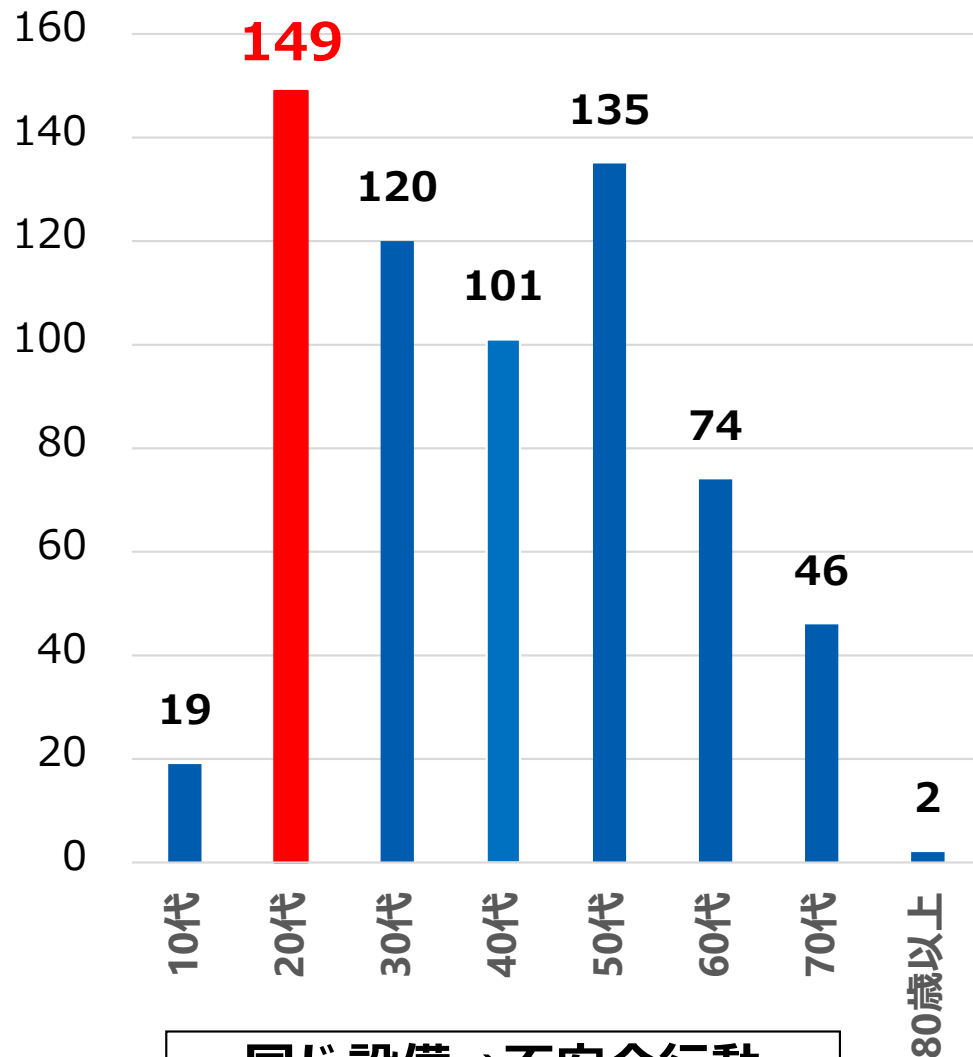
（死亡者数）令和4年 2人、（休業4日以上の死傷者数）令和4年 8,099人、令和5年 1,885人

令和5年 埼玉県内の労働災害発生状況（建設業）

646件（建設業）の年代別労働災害発生状況

● **20代が最多**

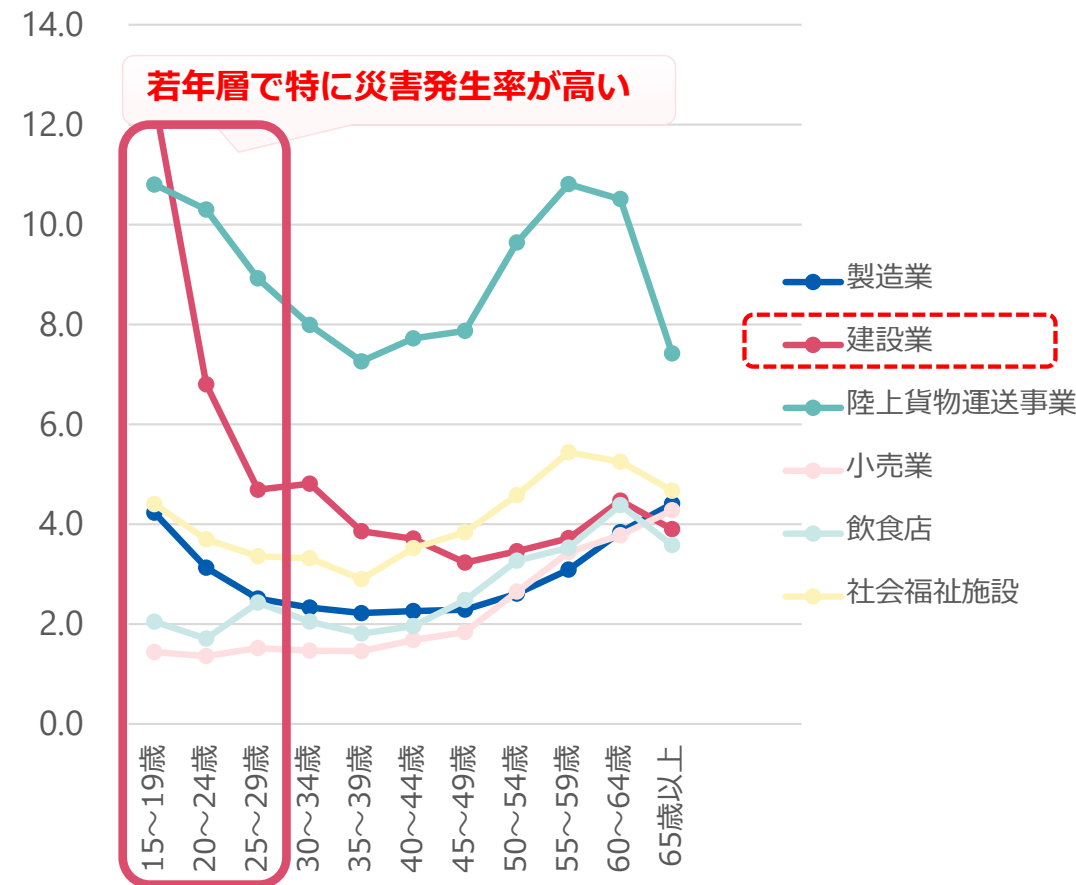
休業4日以上死傷者数



同じ設備→不安全行動

全国データ

年齢別・業種別 千人率



データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）

労働力調査（基本集計・年次・2021年）

※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

埼玉県内の労働災害発生状況（建設業）

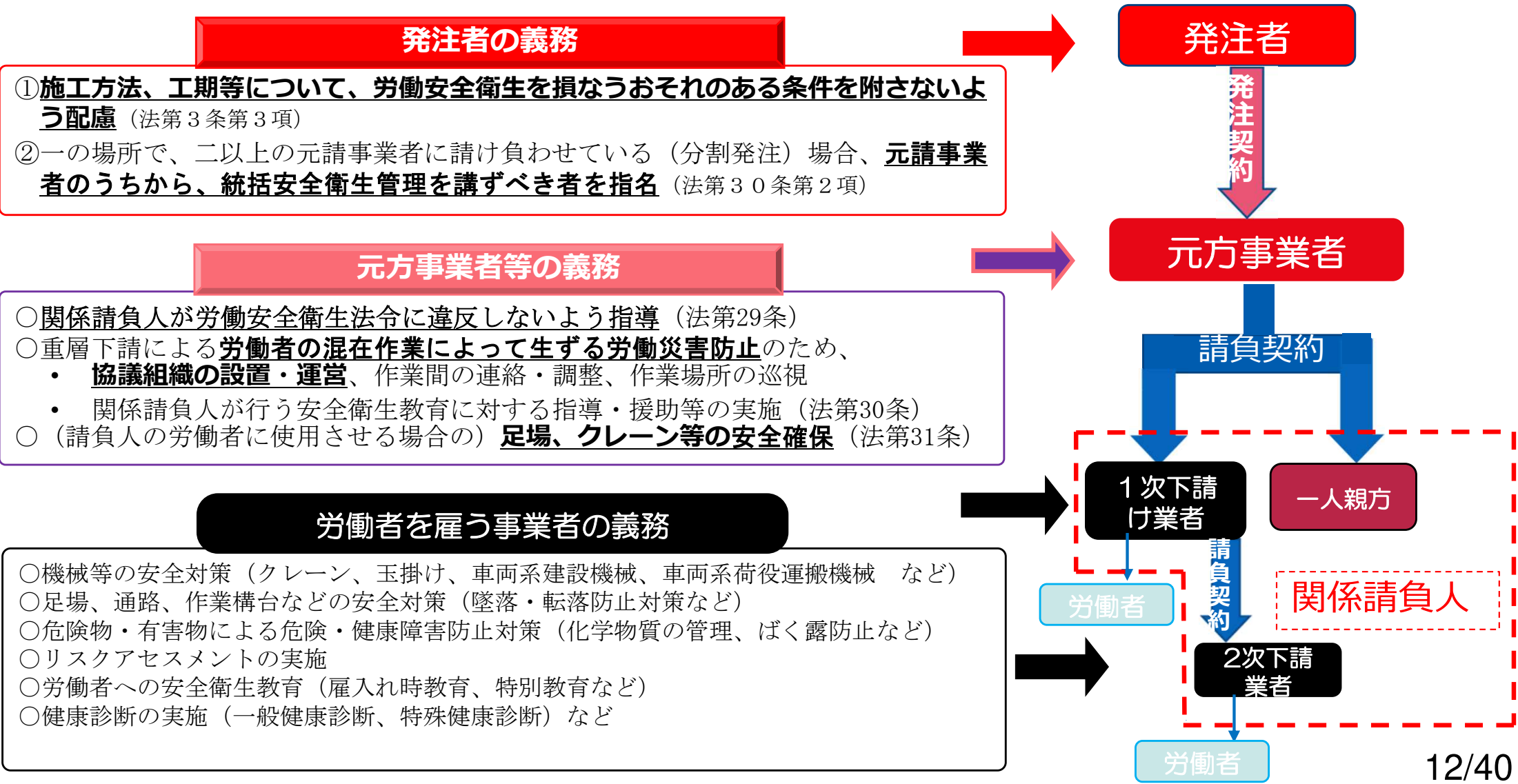
令和6年建設業の死亡災害8事例（10月末日時点） ● **20代3名死亡** **60代以上3名死亡**

月	種別	事故の型	年代	概要
1	土木	交通事故	60代	道路（公道）端部に埋設された集積桟の清掃作業後、同桟のふたを閉じる準備作業を行っていたところ、同僚の運転する車両に轢かれたもの。
2	土木 (公共)	激突され	20代	立木の伐倒作業において、自ら伐倒していた立木が裂け、激突されたもの。
2	土木	はさまれ・ 巻き込まれ	40代	敷地内の舗装面を均すため、整地用機械を使用していた被災者が、重機の操作をしながら、 重機 とともに後進した際に、重機とプラットフォームに挟まれたもの。
5	土木	はさまれ・ 巻き込まれ	20代	被災者は、元請所有の資材置場において、ドラグショベルを用いて、現場から運んできた土を均す作業を行っていたが、同僚が土を下すために資材置場を訪れた際、 ドラグショベル 車体後部の左右クローラーの間に意識がない状態で倒れ、右腕がクローラーの下敷きになっているのを発見された。
5	土木 (公共)	墜落・転落	70代	橋脚の工事において、クレーン機能付きドラグショベルを用いて、材料を吊り上げ、旋回させたところ、台船上から 重機 ごと川へ転落したもの。
6	その他	墜落・転落	20代	作業のため、屋根上を歩き移動したところ、高さ約8mのガラス製の天窓を踏み抜き、墜落したもの。災害発生時、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった
6	土木 (公共)	激突され	50代	伐採作業において、伐木した木が「かかり木」となった。被災者は、かかられた木の伐木作業を行っていたところ、かかられた木が被災者のいる方向に倒れてきて下敷きになったもの。
9	土木 (公共)	はさまれ・ 巻き込まれ	60代	井戸のさくせん作業中にサクセン機械（井戸を掘る機械）に頭部を挟まれたもの。

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）**
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

建設業に係る安衛法令の体系（参考）

建設現場では、関係請負人が輻輳して作業を行うという特殊性から、発注・請負関係に基づき、発注者や元方事業者にも危険を防止するための措置として、受注者に対する配慮、関係請負人に対する指導、協議組織の設置などを義務付けている。



建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (令和5年6月閣議決定)

はじめに

- 建設工事の現場での災害により、年間約350人もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに、**取組の周知やフォローを行う必要がある。**
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- 建設工事従事者の高齢化が進行している中、**建設業を魅力的な仕事の場とし、若者をはじめとした入職の促進等**、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。

(2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

(2) **一人親方等の安全及び健康の確保**

- ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
- ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) **特別加入制度への加入促進等の徹底**

・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設業者等による自主的な取組の促進

(2) 工法や資機材等の開発・普及の促進

・i-Constructionを推進するとともに、**建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。**

5. 安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 安全衛生教育の促進

(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

(3) 「働き方改革」の推進

・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進め、**若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図る。**

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) **労働安全衛生法令の遵守徹底等**

・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

(2) **墜落・転落災害防止対策の充実強化**

3. 健康確保対策の強化

(1) 熱中症、騒音障害防止対策

(2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

(3) 新興・再興感染症への対応

4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

(1) 女性の活躍促進

(2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応

(3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保

5. 基本計画の推進体制

(1) 関係者における連携、協力体制の強化

(2) 調査・研究の充実

6. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

令和6年度 建設業における安全衛生対策【概要】

1. 安全対策

- (1) 墜落・転落防止対策
- (2) 令和6年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (3) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- (4) 山岳トンネル工事における安全対策
- (5) 転倒災害の防止
- (6) 交通労働災害防止対策
- (7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- (8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
- (9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- (10) 高年齢労働者等の労働災害の防止
- (11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- (12) 一人親方等の安全衛生対策
- (13) 伐木等作業の安全対策
- (14) 安全な建設機械の普及
- (15) 建設工事関係者連絡会議の運営等
- (16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

2. 労働衛生対策・化学物質対策

- 1 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
- 2 熱中症対策
- 3 じん肺予防対策
- 4 騒音障害防止対策
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿健康障害予防対策
- 7 危険有害な作業を行う場合に請け負わせる一人親方等への措置

3. 共通的な対策等

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進

(関連通達)

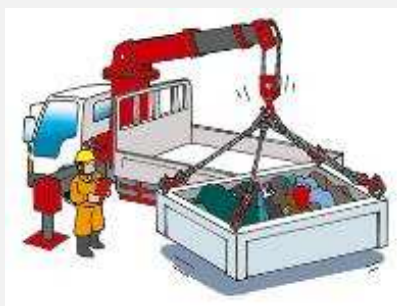
「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(R6.3.29付け 基安安発0329第4号、基安労発0329第1号、基安化発0329第1号)

高度安全機械等導入支援補助金事業

近年、機械による事故の防止をサポートする様々な技術開発が行われていますが、産業現場の車両系建設機械においてもこれらの技術を活用し労働災害の防止を推進することが重要です。しかし、資力の乏しい中小事業者等においてはこれらの導入は困難であるため、令和4年度から、**中小事業者等を対象として、高度な安全性能を有する車両系建設機械の導入等のための経費の一部を補助**しています。

高度安全機械補助金

補助対象：高度な安全機能を有する車両系建設機械の導入等のために要する費用
(補助対象経費の1/2又は基準額のいずれか低い方を補助)



建設業労働災害防止協会

厚生労働省が指定した**安全機能を有する機械**導入のための当補助金事業の公募を実施

補助金

高度安全機械等導入事業者
(中小事業者等)

指定された対象機械を導入する
中小事業者等に対し、審査の上、交付決定

安全・安心な現場作業を応援します！

高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚生労働省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です！

積載形トラッククレーン
積載形トラッククレーン

通達ショベル
通達ショベル

ホイールローダー
ホイールローダー

安全装置を取り付けると
(1機あたり)
最大100万円の補助金が受けられます!!

Web登録期間
令和6年4月10日～
令和7年1月24日まで

対象となる申請書
● 中小企業等であること ● 建設業許可を取得していること

補助金交付額
1機あたりの上限 **100万円**
1事業者の年度内申請上限 **500万円**

申請方法
詳しくは建設業労働災害防止協会ホームページをご覧ください
<https://www.kensalibou.or.jp/> 補助金 建設業

問い合わせ
建設業労働災害防止協会(総務・建設部)
03-6275-1085 受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日を除く)

厚生労働省・建設業労働災害防止協会・労働基準監督署

建設業労働災害防止協会(総務・建設部)

令和6年度

実績(7/1現在)

Web申請登録期間 4/10～1/24

Web申込額 約 85,000,000円 (194機)
交付決定額 約 67,000,000円 (155機) (予算約2.0億円)

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係**
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

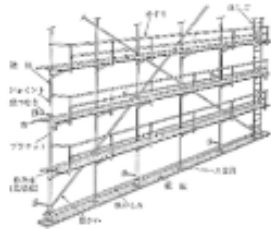
足場に関する改正労働安全衛生規則について

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

R6.4.1
施行

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

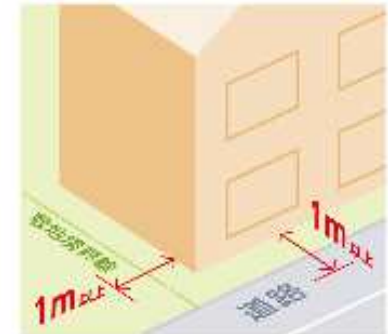


一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1
施行

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

- 指名の方法 点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

R5.10.1
施行

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

手すり先行工法等に関するガイドラインの改正

(令和5年12月26日付け基発1226第2号)

ガイドラインの目的・改正の主旨

- ・ 足場の組立て、解体又は変更の作業における手すり先行工法の普及促進を図ることにより、労働者の足場からの墜落等を防止すること。
- ・ くさび緊結式足場の普及、最新の技術基準や、足場に係る法令改正を反映すること。

主な改正内容

1. 直近の足場の使用状況の反映

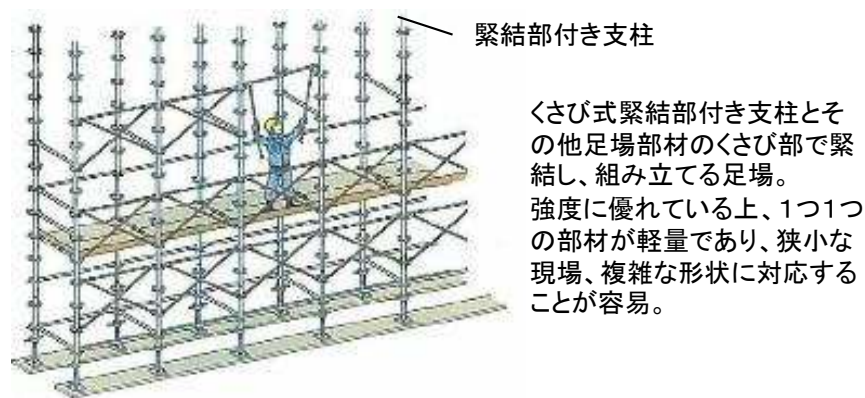
- くさび緊結式足場の普及の反映
 - ・ 近年、主流となっているくさび緊結式足場について、その使用に当たった留意事項等を追記
- 手すり先行工法の最近のトレンドの反映
 - ・ 近年では、「手すり先送り方式」に代わり「手すり据置方式」による手すり先行工法が主流となっていることを反映

2. 足場部材の最新の技術基準等の反映

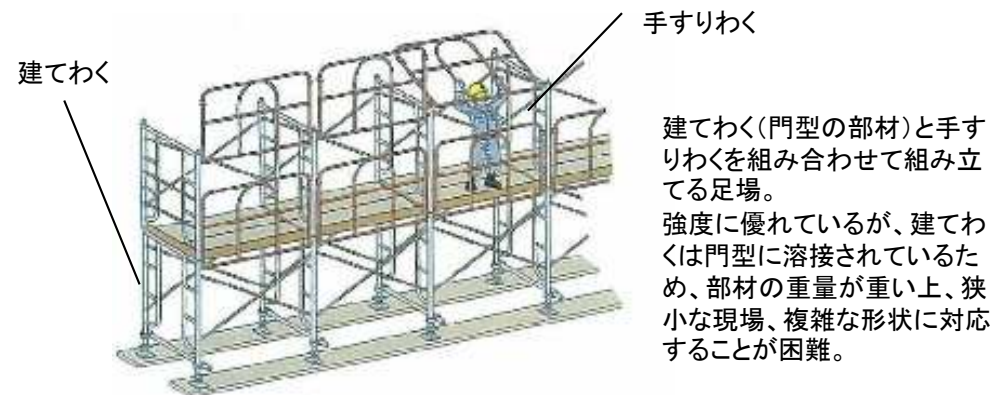
(一社)仮設工業会による、足場部材の最新の技術基準（くさび緊結式足場用先行手すり、安全ネット等）の反映

3. 足場に係る法令改正の反映

- 足場の組立て作業の業務に係る特別教育の追加
- 墜落制止用器具に係る法令改正の反映
 - ・ 「安全帯」→「要求性能墜落制止用器具」
 - ・ フルハーネス型墜落制止用器具の使用に係る特別教育の追加
- 足場の点検に係る法令改正等の反映
 - ・ 点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加
 - ・ 組立て等後点検実施者として、足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨



くさび緊結式足場の例



わく組足場の例

木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアルの策定

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進

(令和6年3月29日付け基安発0329第3号)

マニュアル策定の背景等

- ・ 建設業における死亡災害では墜落・転落が最多で約4割を占め、うち2割が屋根等からの墜落・転落となっているほか、死傷災害でははしご・脚立等からの墜落・転落が多くを占めている。
- ・ 建設職人基本法に基づき、令和5年6月に閣議決定された基本計画においても、屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成等が明記されたことも踏まえ、新たなマニュアルを策定した。

マニュアルの主な内容

1. 木造家屋等低層住宅建築工事の労働災害の特徴

- ・ 木建工事における死亡災害の説明（約8割が墜落・転落災害で、うち屋根等が約5割）
- ・ 墜落災害事例の紹介と再発防止対策の解説

2. 足場・屋根上・開口部等における墜落防止

- ・ リスクアセスメント、作業手順書、KY活動、足場の安全対策等の紹介
- ・ 作業床の設置が困難な場所での安全対策としてスライドレール式安全ブロック工法、親綱の設置方法等を解説

3. はしご・脚立等からの墜落防止

- ・ はしご・脚立等の安全性基準、法規制の説明
- ・ はしご・脚立の正しい使用方法、安全のポイント等をイラスト等で分かりやすく解説
- ・ アルミニウム合金製可搬式作業台の正しい使用方法の解説

4. 墜落制止用機具（安全帯）等の種類と特徴

- ・ 墜落制止用器具等の構造、特徴、使用上の注意事項等
- ・ 保護帽（ヘルメット）の使用上の注意事項、あごひもと耳紐の関係、安全靴の耐滑性、屈曲性及び安全性

5. 関係法令、規格、ガイドライン



開口部周りの墜落防止措置の例



スライドレール式安全ブロック工法



脚立の正しい使い方

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落災害防止措置等に係る改正労働安全衛生規則について



1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備 考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	●	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。
		△		

○：現行の規則
●：新設
△：望ましい措置

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

	科 目	範 囲	時 間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2時間

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

転倒災害防止対策について

**労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を
防止しましょう**

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

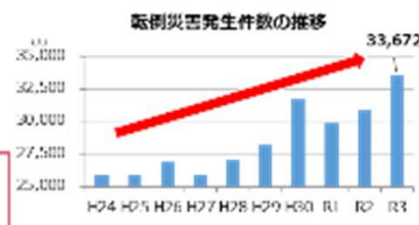
- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
 >転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 - ☐  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 >パッキンヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
 - ☐  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 >敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消
 - ☐  作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
 >適切な通路の設定
 >敷地内駐車場の車止めの「見える化」
 - ☐  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 >設備、什器等の角の「見える化」
 - ☐  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 ※引っかけから労働者が自らつまずくケースも多い
 >転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ❑  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 ➤従業員用通路の除雪・融雪、凍結しやすい箇所には防滑マット等を設置する (★)
 - ❑  作業場や通路にごぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 ➤水、洗剤、油等にごぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからのもとの開放の徹底)
 - ❑  水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)
 ➤滑りにくく履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
 ➤防滑床材・防滑グレーティング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 ➤降接エリアまで濡れないよう処置
 - ❑  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 ➤最大時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高年節労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイズフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます
 中小企業者は、健康で安全な働き場の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒による怪我の態様

- 骨折 (約70%)
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働安全衛生報告書による休業日数）

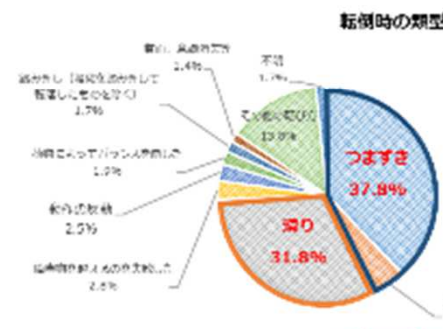
47日



転倒したのは・・・



数回災害が起きているのは
移動のときだけではありません。



＜その他の対処方＞

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・自らの海外を失窃した
- ・他人、教習員を害すようとしてバラン
スを害した
- ・服が引っかかった
- ・お通きバランスを削した
- ・立ち上がったときバランスを整えた
- ・後列を踏みだ
- ・座でバランスを整えた

主要原因之对策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「口」チェックをご覧ください
- 特に女性に加齢とともに骨折のリスクも若しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨密度検査」を受診しましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒予防の起こりやすい
箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



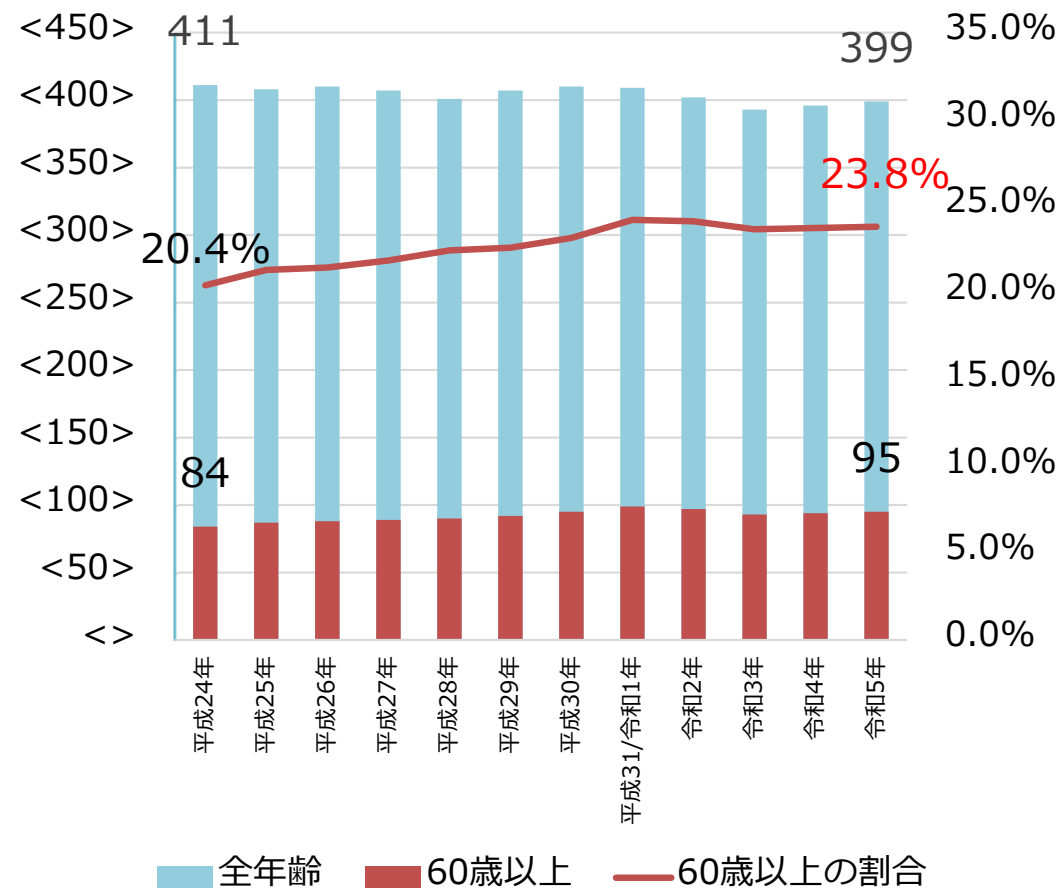
高齢者の就労と被災状況（建設業）

- ◆ 建設業における雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は**23.8%**(令和5年)
- ◆ 建設業における労働災害による休業4日以上の下死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は**24.3%**(同)

(万人)

雇用者

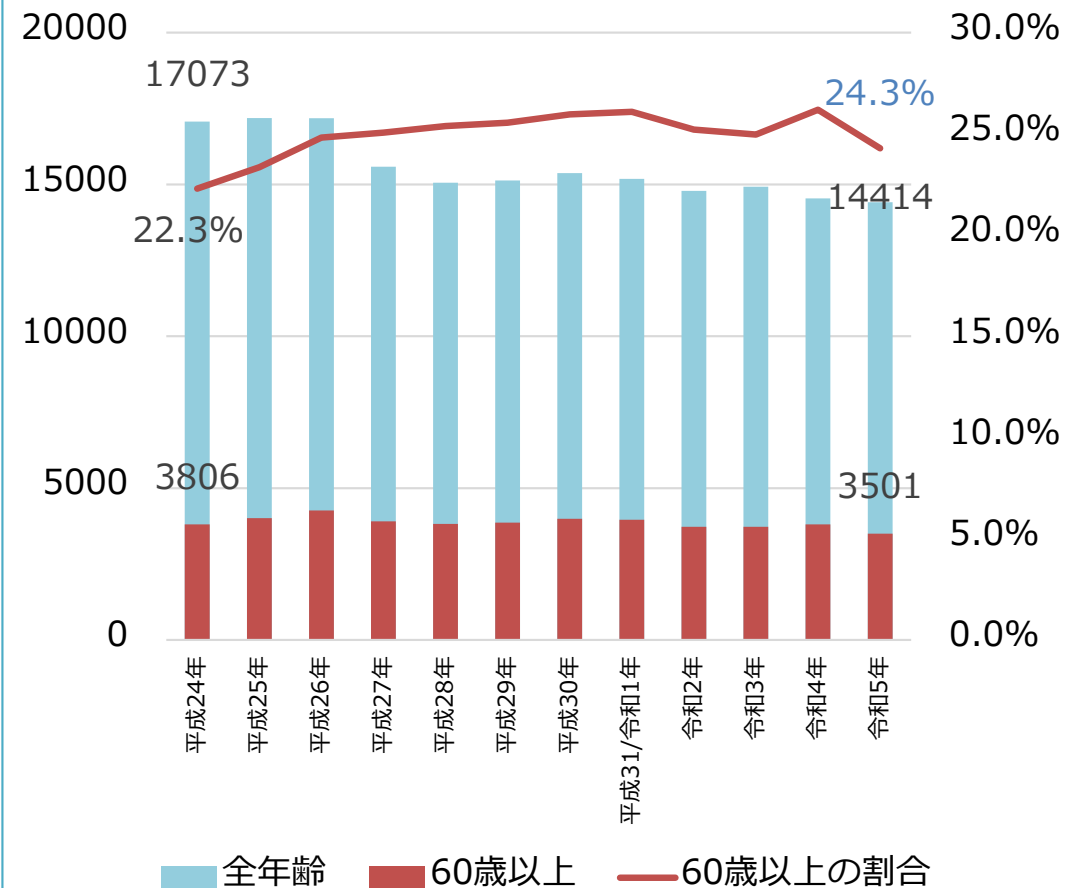
全年齢に占める60歳以上の割合



(人)

労働災害による死傷者数

全年齢に占める60歳以上の割合



エイジフレンドリーガイドラインの概要

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

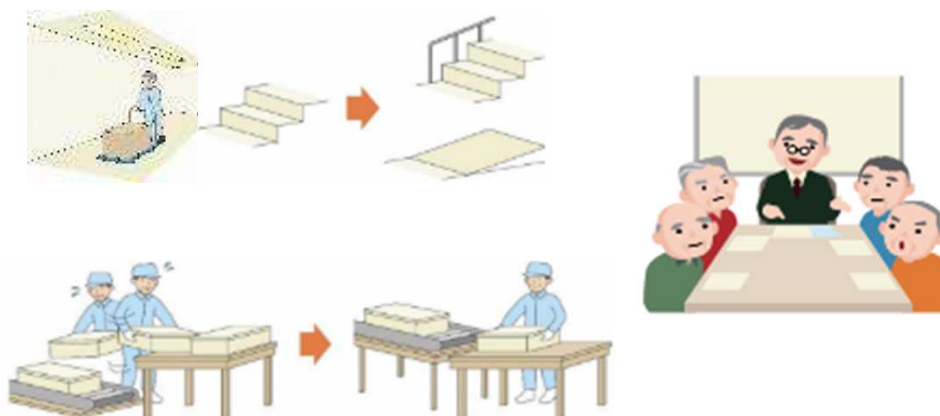
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

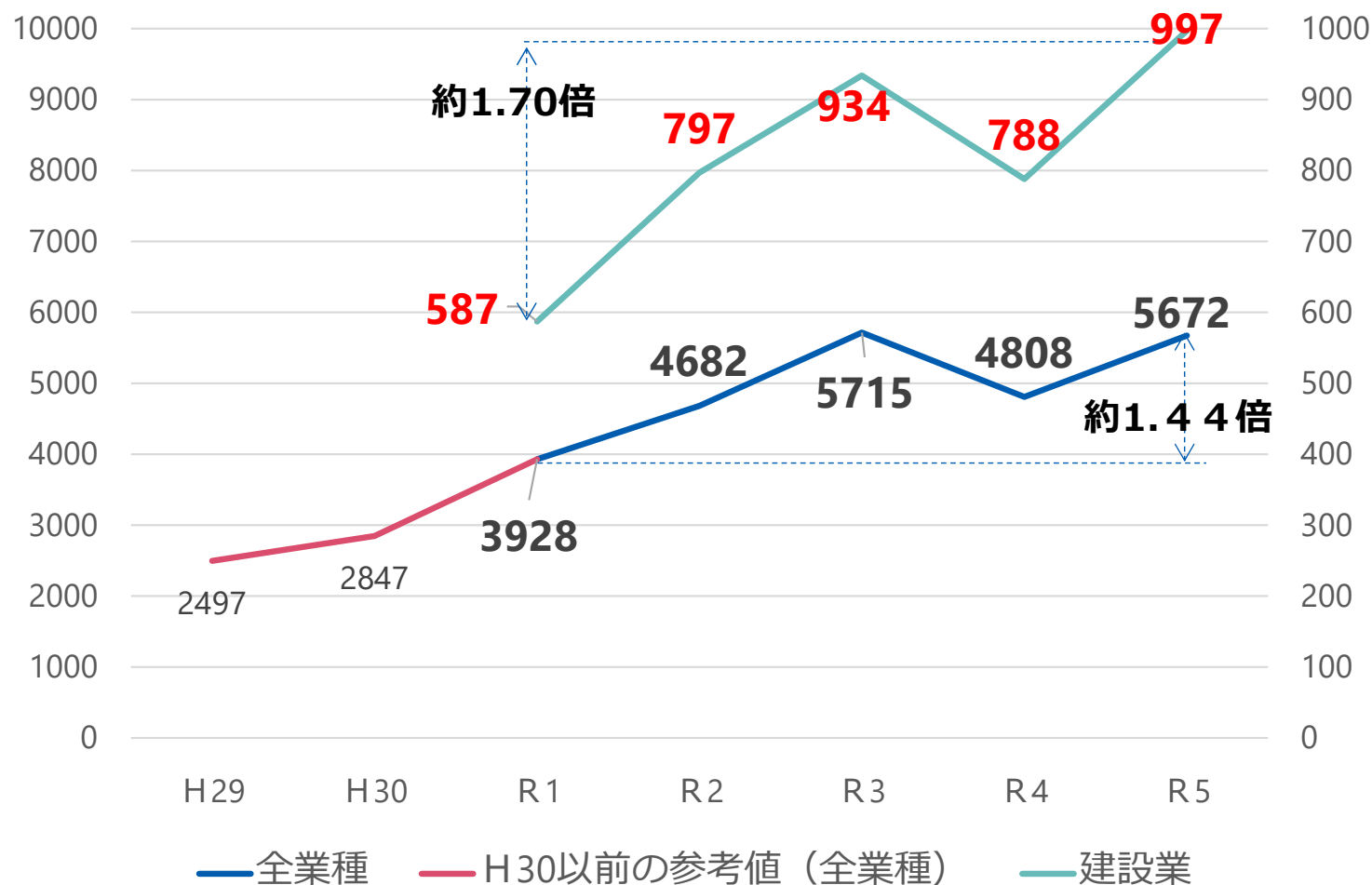
● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



外国人労働者の労働災害発生状況



※出典：労働者死傷病報告（厚生労働省）

- 労働者死傷病報告の報告事項に国籍や在留資格が含まれたのは令和元年以降であり、H30年以前の数値は労働基準監督署で把握できた範囲の情報をもとに集計したもの。
- 令和2年、3年の死傷者数には、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を含んでいる。
- 令和4年、5年の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いている。

外国人労働者の労働災害防止対策1

業務経験が
比較的短い

日本語そのものの
理解が不十分

コミュニケーション不足により、
職場の「危険」の伝達・理解も不足

対応方針

労働災害防止のための安全衛生教育等の実施

- 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（**母国語や視聴覚教材の使用**）
- 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に**理解させる。
- 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる、母国語で**注意喚起語を**表示する。** 等

具体的な支援

安全衛生教育の支援

- **教育マニュアル**の作成（未熟練労働者対象）
（一部は外国人向け翻訳（28:製造業、29:陸運業、商業、30:産廃業、1:警備業））
- 外国人労働者向け**視聴覚教材**の作成（コミック、動画、VR等）
- **外国人在留支援センター**（R2.7月開設（於：東京・四谷））
※安全衛生相談窓口の設置、事業者向け教育マニュアル、全国で個別訪問実施
- 外国人労働者を雇用する事業場を対象とした**外国人労働者安全衛生管理セミナー**の開催

外国人労働者の労働災害防止対策2

- 外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施
 - ◆ 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（母国語や視聴覚教材の使用）
 - ◆ 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を確実に理解させる。
 - ◆ 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で**注意喚起語を**表示する**。 等



安全表示の例

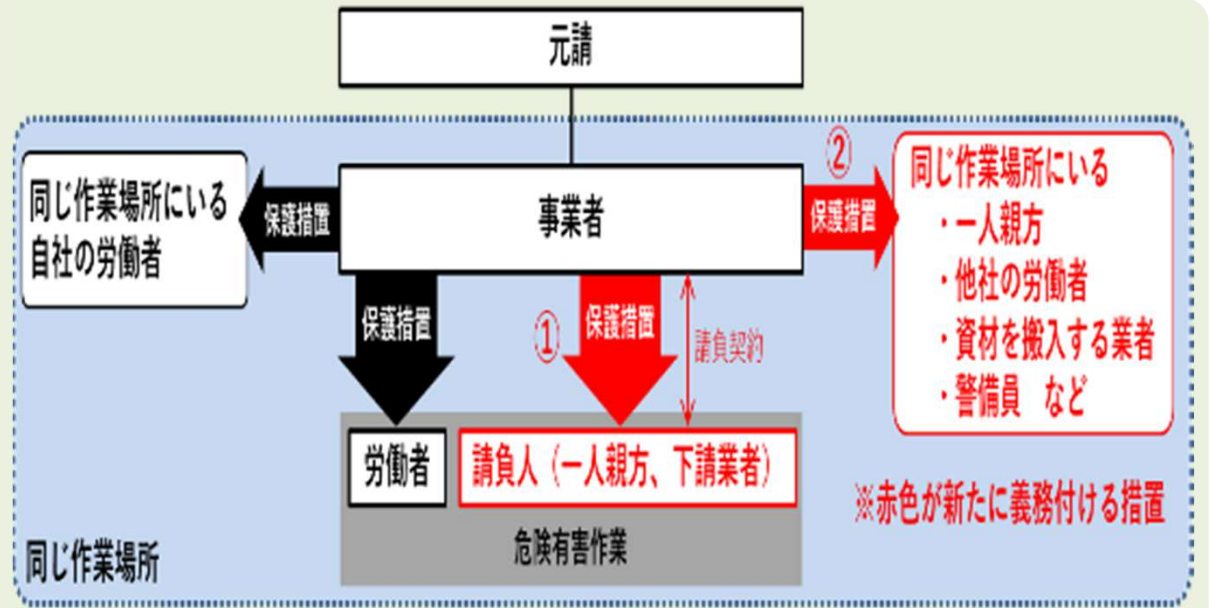
資料出所: 外国人技能実習機構建設業マニュアル

個人事業者等に対する安全衛生対策

■ **建設アスベスト訴訟の最高裁判決**において、石綿（アスベスト）の規制根拠である労働安全衛生法第22条は、**労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨**との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正。

危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければならない。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）**に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施**。
- ② 同じ**作業場所**にいる労働者以外の者（他の作業を行っている**一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない**）に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施**。



① 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な内容

- ・ 有害物の発散防止の装置等の稼働 ⇒ 請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等**配慮する義務**。
- ・ マスク等の保護具の使用 ⇒ 保護具の使用が必要である旨を**周知する義務**。
- ・ 安全確保のための作業方法の遵守 ⇒ 作業方法の遵守が必要である旨を**周知する義務**。
- ・ 作業終了次の身体の汚染除去等 ⇒ 汚染除去が必要である旨を**周知する義務**。

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な内容

- ・ 危険箇所への立入禁止 ⇒ 立ち入りを禁止する**義務**。
- ・ 特定の場所での喫煙・飲食禁止 ⇒ 喫煙・飲食を禁止する**義務**。
- ・ 危険性等に関する掲示 ⇒ 掲示して知らせる**義務**。
- ・ 事故発生時の退避 ⇒ 退避させる**義務**。

令和5年
4月1日
施行

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人**も退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

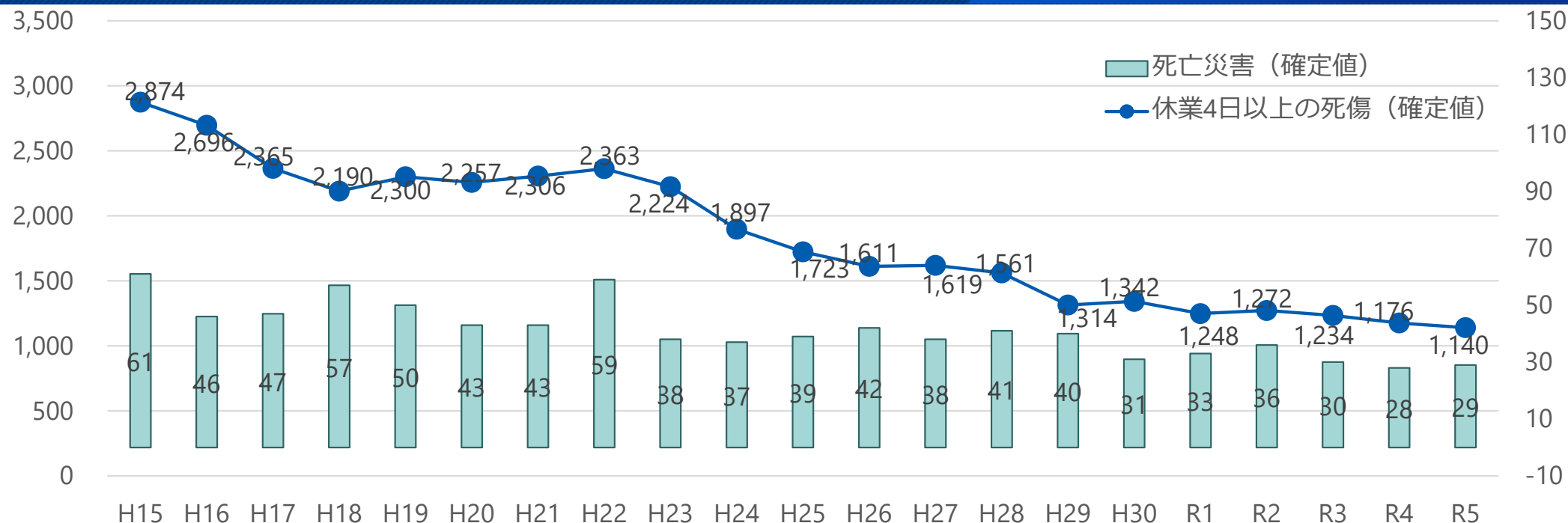
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

林業における労働災害発生状況

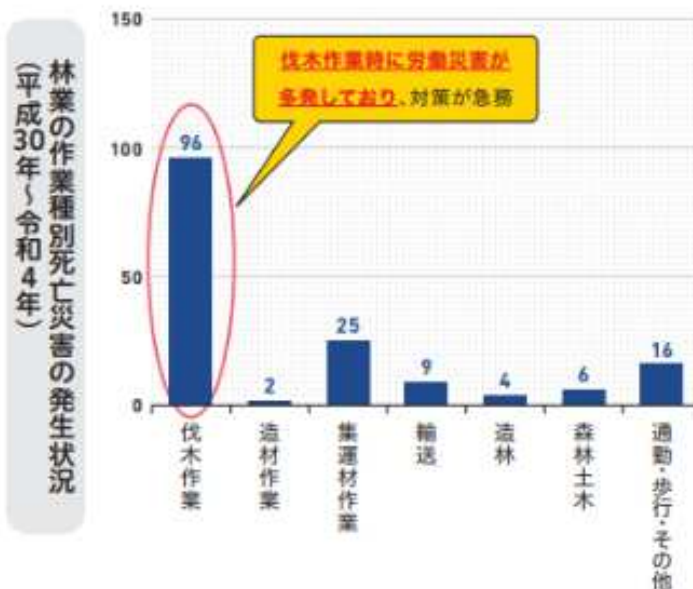


千人あたりの災害発生率(死傷年千人率)

	死傷千人率(R4年)
林業	23.5
製造業	2.69
建設業	4.45
全業種	2.32

全業種の約10.1倍

(出典) 死亡者数は厚生労働省安全課調べ、死傷者数は労働者死傷病報告、災害発生率は労働力調査より集計した値により算出



伐倒する木の下敷きにならないよう、周囲(伐倒する木の2倍の長さ)に労働者を立ち入らせない、待避場所を決める、立入禁止がわかるようにしましょう

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインについて

趣旨・目的

本ガイドライン（H27.12.7付け基発1207第3号別添、R2.1.31改正）は、**着用すべき保護具・保護衣**や**適切な伐木等作業方法**を示すことにより、労働安全衛生法令や関係通達と相まって、伐木等作業における労働災害の防止に資することを目的としている。

【概要】

① 伐木等作業における保護具等の選定及び着用

下肢の切創防止用保護衣（則485①）（JISに適合する防護ズボン等）、長袖の上衣、防振・防寒に役立つ厚手の手袋、安全靴その他適当な履物、保護帽（則484①）・保護眼鏡・耳栓 等（※作業性が高く視認性の高い目立つ色合いのものを選定）

② チェーンソーの選定、取扱い方法

③ 事前準備等（事前調査・記録、リスクアセスメント、作業計画の作成、作業指揮者の選任、教育）

④ 伐木の作業における安全の確保

つるがらみの状態等の確認及び取除き（則477①二）、伐倒方向の確認（図1参照）、伐倒者以外の労働者の立入禁止（則481②）（図2参照）、適切な受け口・追い口・つるの作成（則477①三）（図3参照） 等

⑤ 造材作業における安全の確保

木材の転落防止（則480①）及び立入禁止（則481①）、同一の原木の玉切り禁止 等

⑥ かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木処理についての留意事項を示すとともに、禁止事項として以下を記載

かかられている木の伐倒（則478②）

浴びせ倒し（則478②）

元玉切り

肩担ぎ

かかっている木の枝切り

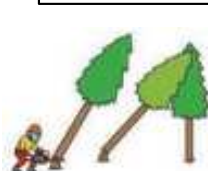


図1
伐倒方向

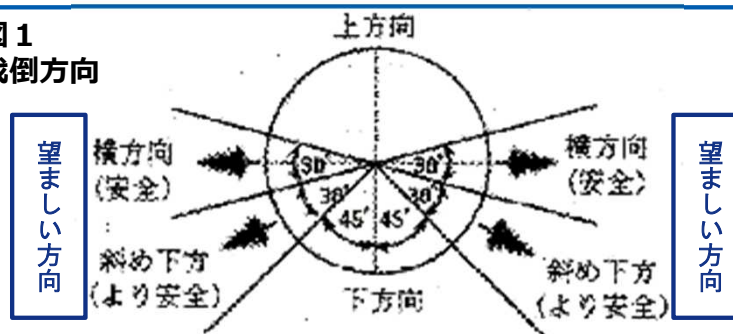


図2
立入禁止範囲

②半径が①樹高の2倍の距離の円（立入禁止の範囲）

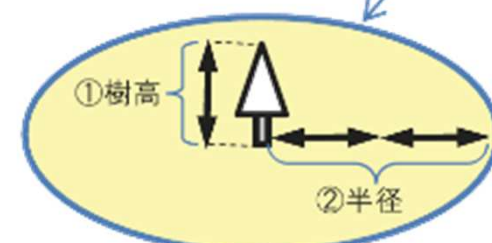
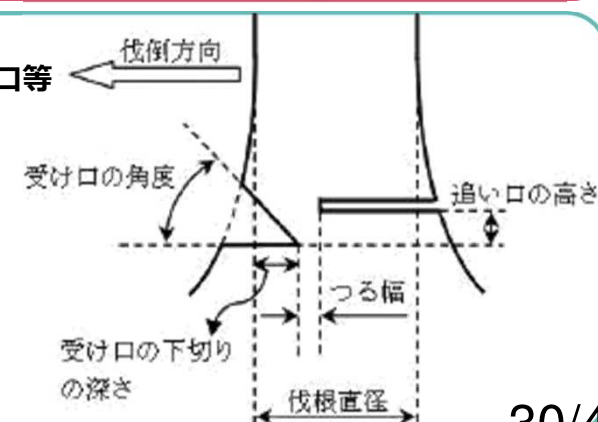


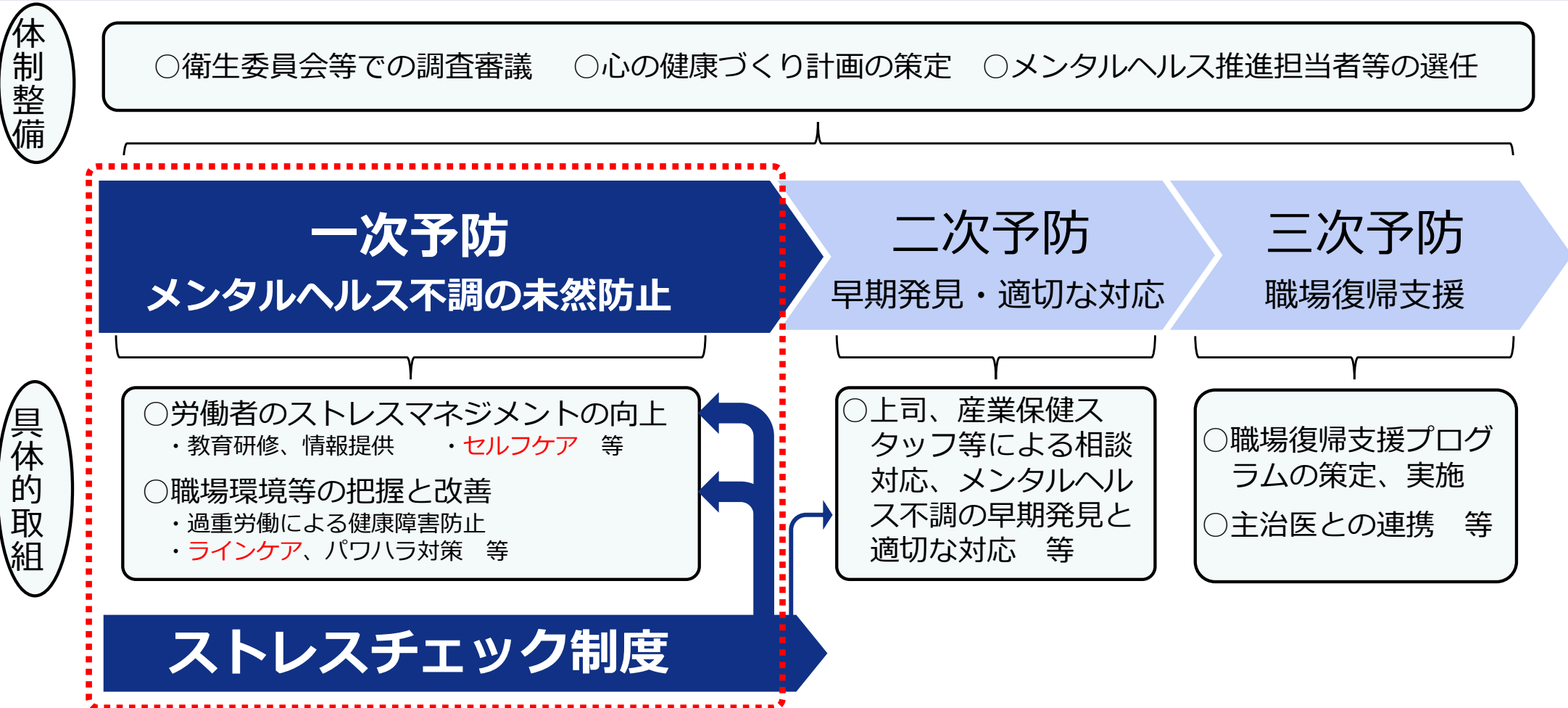
図3
受け口、追い口等



- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係**
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

労働者の心の健康の保持増進のための指針とストレスチェック制度

- 事業場における労働者のメンタルヘルスケアは、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられる。
- ストレスチェック制度は、これらのうち特に一次予防のための措置を強化する観点から導入され、当該制度の推進等を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の促進が図られている。



個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（令和6年5月28日策定・公表）

個人事業者等※¹が健康に働くために、個人事業者等が自身で行う事項、注文者等※²が行う又は配慮する事項等を周知し、自主的な取組を促すもの※³。

※1 「個人事業者等」とは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員。労働基準法上の「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令が適用される。

※2 「注文者等」とは、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者

※3 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書(R5.10)をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会の議論を経て、厚労省労働基準局長名で策定。

個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の実施事項等

◆労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきとの考え方のもと、ガイドラインでは、各主体について基本的な考え方と実施事項等を次のように示している。

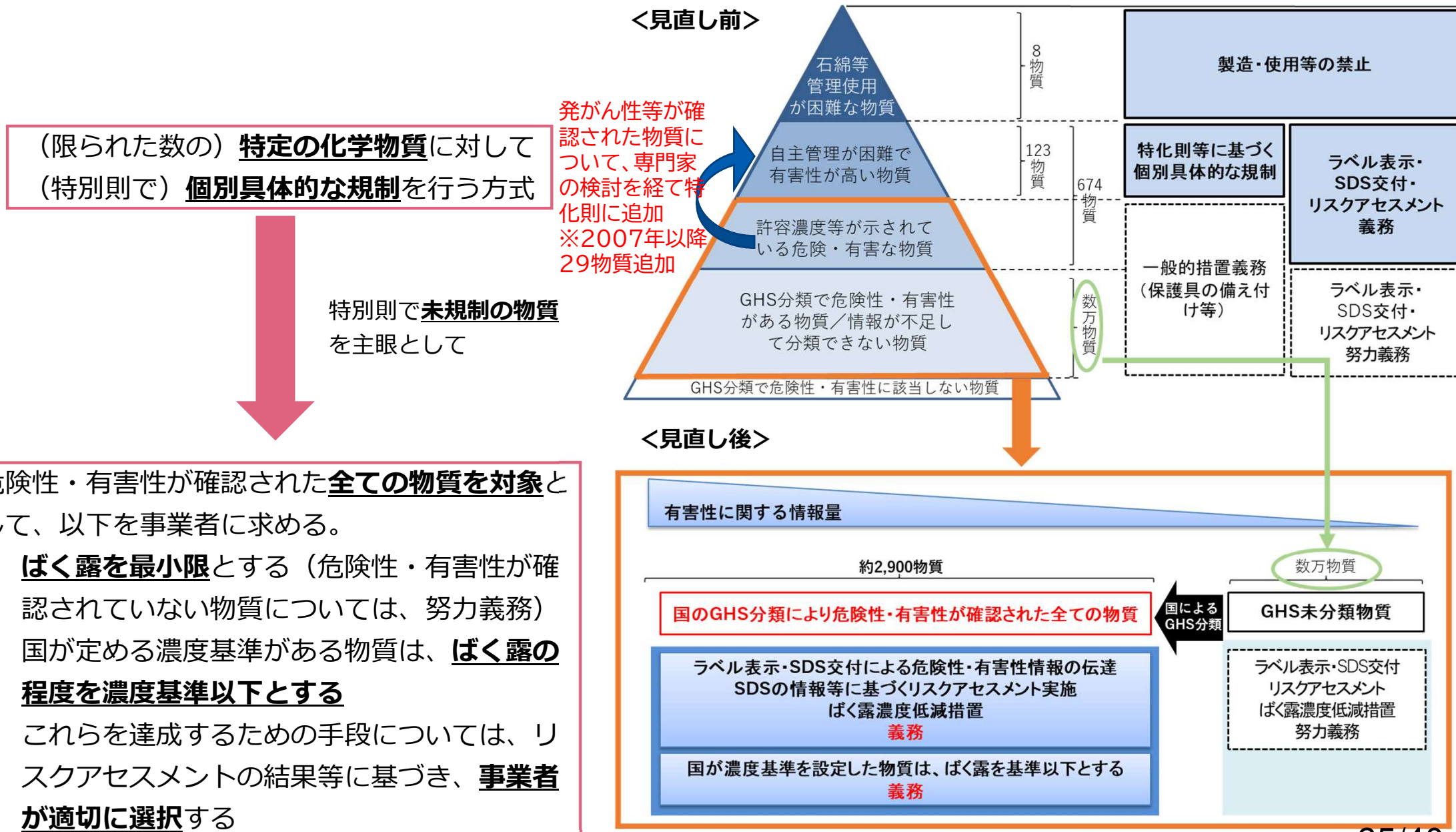
主体	基本的な考え方	実施事項等
個人事業者等	個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本	- 健康管理に関する意識の向上 - 危険有害業務による健康障害リスクの理解 - 定期的な健康診断の受診による健康管理 - 長時間の就業による健康障害の防止 - メンタルヘルス不調の予防 - 腰痛の防止/情報機器作業における労働衛生管理 - 適切な作業環境の確保 - 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力
注文者等	- 注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要。 - 個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましい。	- 長時間の就業による健康障害の防止 - 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供 - メンタルヘルス不調の予防 - 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等 - 健康診断の受診に要する費用の配慮 - 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保
団体等	各業種・職種の個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等には、個人事業者等及び注文者等に対して必要な支援を行うことが期待される。	- 個人事業者等への情報提供 - 必要に応じて、業種・職種別の実情に応じた業種・職種別ガイドラインの策定

※ 国は、個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び及び地域産業保健センター等による支援等、個人事業者等の健康管理を支援するための取組を行う。関連情報を厚労省ホームページで発信する。

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係**
- 6 その他

労働安全衛生法における新たな化学物質規制の概要

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割



皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止について

- 皮膚等障害化学物質を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ **不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用：義務（令和6年4月1日～）**

皮膚等障害化学物質（令和5年8月4日時点）	
皮膚刺激性有害物質	皮膚吸収性有害物質
国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「 皮膚腐食性・刺激性 」、「 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 」及び「 呼吸器感作性又は皮膚感作性 」のいずれかで 区分1に分類 されている物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質
868物質（おおむねCAS番号ベース）	296物質（通達上） 320物質（CAS番号ベース）

○皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト
化学物質による労働災害防止のための新たな規制について→対象物質の一覧参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

②健康障害を起こすおそれが**ない**ことが明らかなもの**以外**の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者
（①の労働者を除く）

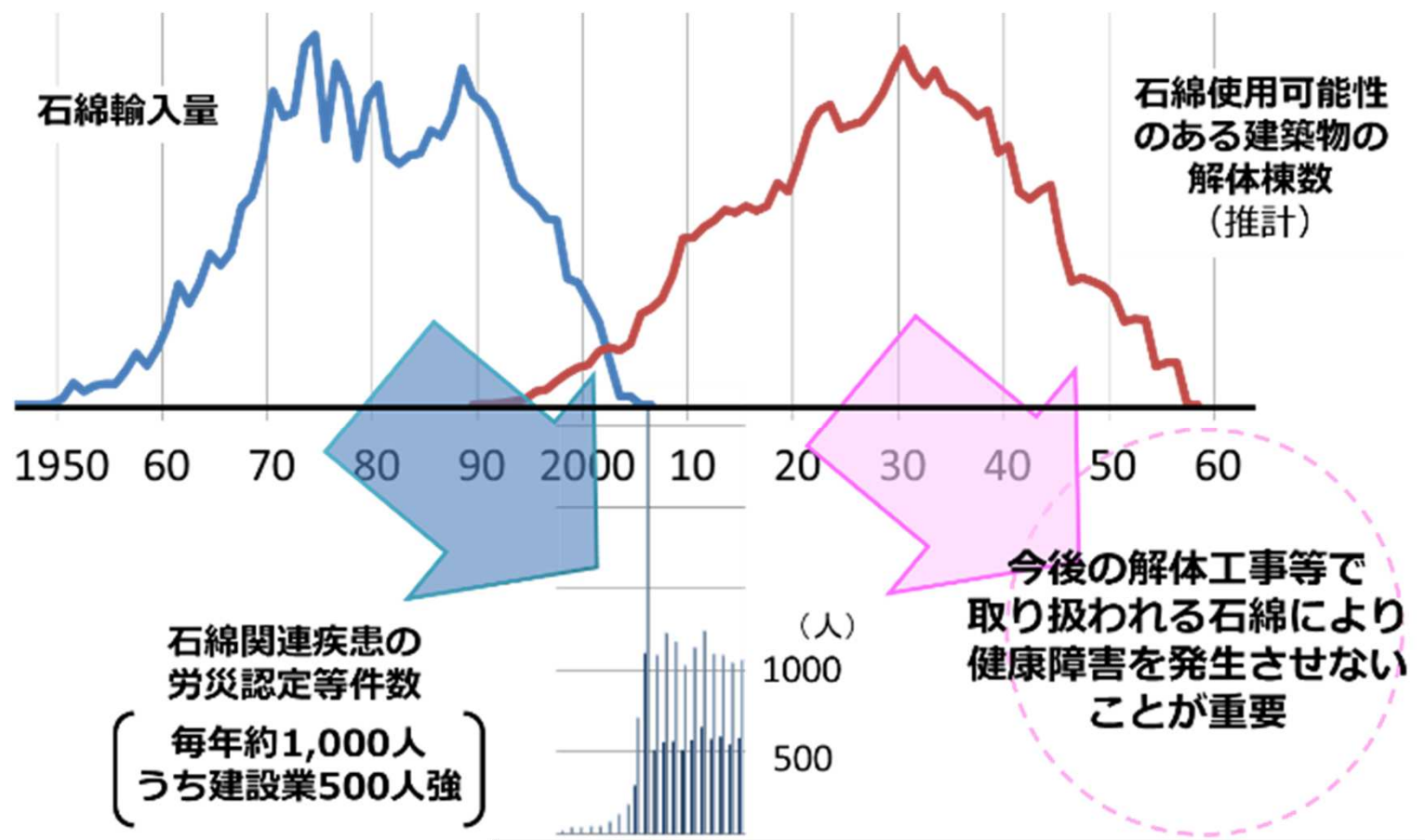
→ **保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務**

保護手袋の選択方法（皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル（R6.2月））

① **作業分類、作業時間により、使用可能な耐透過性クラスを選択**

② **取り扱う物質に応じ、①の耐透過性クラスを満たす材質及び厚さを選択**（混合物の場合は、全ての物質を考慮） 36/40

石綿輸入量と石綿使用建築物解体棟数の推移



石綿、粉じんによる健康障害防止対策

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等による事前調査（＊１）を確実に実施。調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策を講じる ＊１ 令和５年１０月施行（工作物の事前調査は令和８年１月着工の工事から工作物石綿含有調査者講習等を修了した者による事前調査が義務付けられる。）
- ＊２ 国等は、関係省庁との連携や解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）の配慮義務について周知等を図る
- ・石綿以外の粉じん作業も含め、第１０次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底等による自主的取組を推進する



解体する建築物等でアスベストが使用されていないか、必ず調査する必要があります。

レベル１ 石綿含有吹付け材	事前の措置	解体作業時の措置	管理
	事前調査結果等↓報告（一定規模以上の工事 ＊１が対象） 計画届 ※ 十四日前 作業者に対する特別教育	発生源対策 ○湿潤化 （石綿等を切断等の方法により除去する作業を行うときは、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置：令和６年４月施行）	保護具等の管理
レベル２ 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 		ばく露防止対策 ○呼吸用保護具 ○保護衣	健康診断 調査結果の３年保存、現場への備え付け
レベル３ スレート、Ｐタイル等 その他石綿含有建材 		関係者以外の立入禁止 石綿作業主任者の選任 付着物の除去 飲食喫煙の禁止 掲示	作業状況等の写真等による記録 （３年保存）

※１ 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※２ 石綿含有けい酸カルシウム板１種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル１・２ほどの飛散性はないが他のレベル３より飛散性が高い

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他**

【お知らせ】令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくとスムーズです。 ※当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告

The form is titled '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report). It contains several sections with numbered callouts:

- ①**: A box for '事業の種類' (Type of Business) with a grid for selecting codes.
- ②**: A box for '被災者の職種' (Occupation of the Victim) with a grid for selecting codes.
- ③**: A box for '傷病名及び傷病部位' (Name of Injury/Disease and Body Part) with a grid for selecting codes.
- ④**: A large box for '災害発生状況及び原因' (Circumstances and Causes of Disaster Occurrence) divided into 5 sections for detailed reporting.
- ⑤**: A box for '国籍・地域及び在留資格' (Nationality, Region, and Status of Residence) with a grid for selecting codes.

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の
電子申請が義務化※
されます!



「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単!

労働者死傷病報告等の作成をサポート

時間短縮!

労働基準監督署に行く手間・時間を短縮可能

郵送費がかからない!

電子申請のため、郵送費不要

スマートフォン、パソコンから報告可能!

テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告可能

※ 電子申請が困難な場合、当面の間、書面による報告も可能です。
※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告も、厚生労働省ポータルサイト「帳票入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに電子申請できます。

- ◎ 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ◎ 定期健康診断結果報告
- ◎ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ◎ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ◎ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ◎ じん肺健康管理実施状況報告
- ◎ 事業の附属寄宿舎内での災害報告

労働者死傷病報告の電子申請に係る厚生労働省特設ページはこちら

